室蘭工業大学
学術資源アーカイブ
Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive

対話における談話法的省略の構造について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松名, 隆 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/2816

室蘭工業大学
学術資源アーカイブ
Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive

対話における談話法的省略の構造について

その他（別言語等）のタイトル	On the Structure of Discourse Deletion in Question-Answer Pairs
著者	松名　隆
雑誌名	室蘭工業大学研究報告. 文科編
巻	34
ページ	33-63
発行年	1984-11-30
URL	http://hdl.handle.net/10258/2816

対話における談話法的省略の構造について

松　名　　隆

On the Structure of Discourse Deletion in Question-Answer Pairs

Takashi MATSUNA

Abstract

In English, certain constituents can be deleted when the condition of discourse recoverability is met. These discourse deletion phenomena have been broadly investigated for the past years by Kuno. Assuming that it is not possible to delete a constituent which conveys important information while retaining constituents which convey less important information, he proposes the Pecking Order of Deletion Principle.

This principle has some problems. First, it is not supported by a certain, more general principle which explains why deleted sentences which violate the principle become unacceptable. Secondly, it does not explain comprehensively the phenomena mentioned above, so it is coupled with another discourse principle, namely the Active and Passive Discourse-Rule Violations Principle. Thirdly, There is a discourse deletion phenomenon of which Kuno's explanation is hard to accept.

In this paper, therefore, I will explain the acceptability of deleted sentences in question-answer pairs in terms of "structural parallelism", which is based on relative degrees of "definiteness" of constituents in these sentences, and seems to be the basis for the acceptability of such sentences.

1．は　じ　め　に

近年において，文（sentence）よりもさらに大きな表現単位であるところの談話（discourse）に関する研究がさかんに行われてきつつある。[1] こういった傾向には様々な動機が存在すると思われるが，文の研究が進むにつれて，文のレヴェルでの説明が困難な事象にもしだいに目が向けられていったことも，その一つの動機であると考えられる[2]。

言語は，実際的には必ずある場面の中で表現されるのであり，談話の形式をとることはごく普通に行われることであるから，こうした面に研究者の関心が向っていくのも自然な姿であると思われる。

このように，談話のレヴェルで考察することを必要とする言語事象の一つに「省略」（deletion）という現象がある。もちろん，省略にも文レヴェルで説明可能なものもあるが，本稿で考察するのは，文レヴェルでの説明が困難な省略についてである。

談話レヴェルの省略を大きく取り扱っている，この分野での研究の開拓者が久野である。久野は近年多くの著書・論文の中で，この省略の問題を取り上げており，省略現象に関わるいくつかの規則を提案しているが，その中でも特に重要なものとして，「省略順序の制約」がある[3]。この規則は，談話における省略現象の説明する際に，きわめて説得力をもったものである。そこで本稿においては，この「省略順序の制約」（以下，たんに「制約」とよぶことにする）を検討しつつ，この規則が抱える問題点を指摘し，さらに，談話における省略に関する筆者の独自の見解を述べてみたいと思う。なお，本稿では，談話の中でもとくに対話形式のものを検討していきたいと思う。これは，対話という形式において，談話法的省略の構造がきわめて明確に把握できると考えるからである。

2．「省略順序の制約」

談話において，その一部の要素が省略される場合，たとえその省略された

要素が復元可能であっても，文としては不適格となることがある。たとえば，次の二つの対話を比較してみよう。

(1) Speaker A: Were you still a small boy in 1960 ?
Speaker B: Yes, I was still a small boy ∅.

(2) Speaker A: Were you born in 1960 ?
Speaker B: *Yes, I was born ∅.

上の二つの対話において，Bの表現には省略が行われている。そして，どんな要素が省略されているかは，先行文脈であるAの表現との関連で明瞭に把握できる。ところが（2 B）の表現は，（2 A）に対する答えとしては不適格である。このような事実を説明するために，久野（1978 b）は，次のような規則を提案している。

(3) **省略順序の制約** 省略は，より古い(より重要度の低い)インフォーメイションを表わす要素から，より新しい（より重要な）インフォーメイションを表わす要素へと順に行なう。即ち，より新しい（より重要な）インフォーメイションを表わす要素を省略して，より古い（より重要度の低い）インフォーメイションを表わす要素を残すことはできない[5]。

すなわち，（1 A）においては，*still a small boy* はより新しい（重要度がより高い）インフォーメイションを表わす要素であり，*in 1960* は，より古い（重要度がより低い）インフォーメイションを表わす要素であるゆえに，（1 B）において，*in 1960* が省略され，*still a small boy* が残っているわけであるから，(1 B)の省略は適格であるということになる。それに対して，（2 A）においては，*born* はより古い（より重要度の低い）インフォーメイションを表わす要素であり，*in 1960* がより新しい（重要度がより高い）インフォーメイションを表わす要素であるにもかかわらず，(2 B)においては，*in 1960* が省略され，*born* が残っているために，（2 B）の省略は不適格となっているという説明である。さらに久野は，(1 B)，(2 B)において，Yesとその他の要素という間にも，インフォーメイションの新旧・重要度の違い

が存在し，*Yes* は，より新しい（より重要度が高い）インフォーメイションを表わし，その他の要素は，より古い（より重要度が低い）インフォーメイションを表わしており，従って，*Yes* を残し，他の要素を省略しても不適格とはならないとしている[6]。

このように久野は，文中の各要素を，それが表わすインフォーメイションの新旧の度合，重要度という，各要素間の相対的関係において把握し，それによって省略された表現の適否を説明しているのである。このようなインフォーメイションの相対的把握によってこそ，（1 B）の適格性や（2 B）の不適格性が説明できるのであって，ただ単に新しい（古い）インフォーメイションという把握のみでは説明できないということは言えよう。何故なら，（1 B），（2 B）の *Yes* を除いた要素は，古いインフォーメイション（すなわち先行文脈から復元可能）であるにもかかわらず，実際には，ある要素を省略して場合には文が不適格となる場合もあるからである。

久野の「制約」の基本的な考え方は以上見てきた通りであるが，この規則によって，様々な談話法的省略現象のすべてを説明できるわけではない。そこで久野は，この規則を補うものとして，次のような原則を提案している。

(4) **談話法規則違反のペナルティー**　談話法規則の「意図的」違反に対しては，そのペナルティーとして，不適格性が生じるが，それの「非意図的」違反に対しては，ペナルティーがない[7]。

このような原則は，例えば次のような対話の適格性を説明するために用いられている。

(5) A: Can you go there on foot ?
　　B: *Yes, I can go there ∅.
(6) A: Can you go there on foot ?
　　B: Yes, I can ∅.

すなわち，（5 B）においては，より古いインフォーメイションを表す *go there* が残され，より新しいインフォーメイションを表わす *on foot* が省略されているというように，「制約」の「意図的」違反を含んでいるため，（5 A）

に対する答えとしては不適格であるということになる。それに対し（6 B）は，より新しいインフォーメイションを表わす *on foot* が省略され，より古いインフォーメイションを表わす *I* が残っているということで，「制約」に違反しているが，これは，「英語は，時制を伴った（助）動詞を主語なしで用いることを許さない」という構文法的制約による「非意図的」違反であるために，（6 A）に対する答えとしては適格であるという説明である[8]。

以上，久野の「制約」及びそれを補足するものとしての「談話法規則違反のペナルティー」（以下，たんに「ペナルティー」とよぶことにする）についてその概要を見てきたが，次節では，これらの問題点を含めて検討することにしたい。

3．「制約」の問題点

先ず，久野の主張する「インフォーメイションの新旧・重要度」の根拠について検討してみよう。前節で見てきたように，久野はインフォーメイションを相対的関係で把えていこうとしているわけであるが，インフォーメイションの新旧に関しては，次のような把握が前提となっている。

(7) Old (Predictable) Information : An element in a sentence represents old, predictable information if it is recoverable from preceding context.

(8) New (Unpredictable) Information : An element in a sentence represents new, unpredictable information if it is not recoverable from preceding discourse [9].

これは，例えば（1 B），（2 B）における *Yes* とその他の要素の新旧関係を示すことはできるが，（1 B）においては *in 1960* の省略が許され，（2 B）ではそれが許されないという前節で簡単に触れた事実を説明することができない。そこで久野は，相対的なインフォーメーションの新旧という考え方を導入するわけであるが，これは次のような「焦点」（*focus*）把握との関連で提案されている。

(9) Focus : That element in a sentence which represents the newest information is the focus of the sentence[10].

すなわち，（1 A）においては，*still a small boy* が焦点であり，（2 A）においては *in 1960* が焦点である。したがって，この焦点との関連において，（1 A）の *in 1960* や（2 A）の *born* がより古いインフォーメイションを表わす要素と考えられているわけである。しかし，（1 A）の *still a small boy*，（2 A）の *in 1960* がそれぞれその文の焦点であることは認めるとしても，それらと比較して，なぜ（1 A）の *in 1960* や（2 A）の *born* がより古いインフォーメイションを表わすことになるのか，その根拠が明らかではないように思われる。もっとも，（2 A）の *born* の場合には，相手が生まれていることは明らかであるから，これはより古いインフォーメイションを表わすとも考えられるが，（1 A）の *in 1960* の場合は，（1 A）が先行文脈を想定しなくても成立しうる文であるから，何故より古いインフォーメイションを表わすことになるのかが依然として明らかではない。インフォーメイションの新旧の根拠が，先行文脈による予測（不）可能性に依拠している以上，その新旧の相対的把握においても，この原則が貫かれなければならないにもかかわらず，その点の説明がなされていないということである。

次に，「インフォーメイションの重要度」について検討してみよう。インフォーメイションの新旧と同様に，ここにおいても，その相対的把握という観点が貫かれている。さらに，その相対的把握の根拠は，焦点との関連で把えられている。例えば次のような対話について見てみよう。

(10) A : Did you buy this watch in Switzerland ?
B : *Yes, I bought it ∅.

この対話に関して久野は，*in Switzerland* は(10)Aの焦点であるから，これは，*this watch* あるいは *buy this watch* よりも重要なインフォーメイションを表わしていると述べている[11]。つまり，インフォーメイションの相対的重要度の尺度として，焦点の把握が前提となっているのである。こうして，(10)Bの不適格は，より重要なインフォーメイションを表わす *in Switzerland* が省

略されて，より重要ではないインフォーメイションを表わす *bought it* が残されていることに起因すると説明されている。

このように，文中の焦点となる要素と，それが表わすインフォーメイションの相対的重要度とを関連させて説明する把えかたは，インフォーメイションの相対的新旧と関連づけて説明する把えかたよりも，より納得できるもののように思われる。これは，久野が最近のいくつかの論文において，「制約」をインフォーメイションの相対的新旧との関連で説明する把えかたを修正していることからも明らかである。彼は，例えば次のように述べている。

(11) The crucial factor that determines the order of deletion is that of "more important/less important and not"newer/older"[12].

久野のこのような「制約」修正の理由は，インフォーメイションの相対的新旧によって説明できないような対話の存在を確認したためである。すなわち，対話の流れによっては，より古いインフォーメイションを表わす要素がその文の焦点となることもあり，その場合，より新しいインフォーメイションを表わす要素であっても，それが焦点ではないならば，これを省略して，焦点であるより古いインフォーメイションを残しても，文としては適格となるという事実が存在するということである[13]。こうして「制約」は，インフォーメイションの相対的重要度という観点から専ら説明されるに至るのである。こうして見てくると，焦点に関して，インフォーメイションの新旧と関連させて把えた(9)のような規定も見直さざるを得なくなると思われる。インフォーメイションの新旧とは，すでに見てきたように，本来先行文脈からの復元（不）可能性に立脚した把えかたであり，これが必ずしも文中の焦点となるべき要素と一義的に対応しているものではないことが，久野自身によっても明らかにされているからである。これに対して，インフォーメイションの重要度と焦点とを一義的に対応させる把えかたは，より説得力があるように思われる。なぜなら，文中の焦点となるべき要素は，その文中でもっとも重要なインフォーメイションを表わす要素であると考えられるからである[14]。問題は，文中の各要素を，それが表わすインフォーメイションの相対的

重要度において把える場合，その根拠に関してである。このことについて次に考察してみよう。

久野は，次のような対話を例にあげて，文中の各要素の表わすインフォーメイションの相対的重要度を把握している[15]。

(12) A: Is it possible to go there on foot ?
B: a. Yes, it is possible to go there on foot
b. *Yes, it is possible to go there ∅.
c. Yes, it is possible ∅ ∅.
d. *Yes, on foot, (but the train is more convenient).
e. Yes, possible (but not very wise).

久野は先ず，(12)Bb が不適格であり，(12)Bc が適格であるという事実から，*on foot* の方が *go there* よりも重要度がより高いという結論が得られ，さらに，(12)Bd が不適格であるという事実から，*on foot* よりも省略された *possible* の方が重要度がより高いという結論が得られるとしている。この対話例は，相対的重要度という概念を導入することの必要性を説明するために取り上げられているのだが，その相対的重要度の根拠が，表現された結果から逆に説明されていることがわかる。すなわち，あらかじめ確定された，インフォーメイションの相対的重要度を根拠として，文の適格，不適格が説明されているのではないということである。これは，久野の次のような対話の説明にも見られることである[16]。

(13) A: Did you buy this watch in Switzerland ?
B: Yes, I did.

この対話に関して久野は，Bの答えは，"Yes, in Switzerland," でも適格であり，この事実から，*did* と *in Switzerland* は，インフォーメイションの重要度は同じであるとしている。この場合も，重要度の根拠が表現された結果から説明されていることがわかる。

このように，文中の焦点とインフォーメイションの相対的重要度を関連させて説明しようという方法は納得できるとしても，その根拠に関する説明が

不十分であると思われる。

次に，今まで考察してきた点よりもさらに基本的な問題に関して述べていきたい。先ず，久野の「制約」を一応認めるとして，なぜこのような規則に違反すると，文が不適格となるのかという問題である。すなわち，より重要度の高いインフォーメイションを省略し，より重要度の低いインフォーメイションを残した場合には，どうしてその文が不適格となるのかということである。このような疑問に対しては，どのような規則にせよ，それによって当該言語事象が説明できれば，その限りで問題はないではないか，という考え方もあろう。しかし，久野の「制約」の場合には，この規則によってすべての当該省略現象が説明できるわけではない。前節の(6)の例のように，一見「制約」に違反しているような省略であっても，(4)の「ペナルティー」によって，その省略が「非意図的」違反であれば，その文は不適格とはならないと説明されるのである。確かに，このような補足的な規則を設定すれば，当該省略現象に対してかなり有効な説明が可能となろう。だが，このような補足的な規則を必要とするということは，「制約」が当該省略現象に対する部分的説明の段階に止まっていることを意味するのである。もっとも，部分的説明であっても，それが部分的なものであることを自覚している限りは，誤ってはいない。しかし，(6)のような例をも含めて，より広い範囲に及ぶ包括的な説明ができなければ，その説明はいまだ不十分なものと言わざるを得ないのである。はじめの問題提起に戻れば，なぜ「制約」に違反すれば，当該省略文は不適格となるのか，その根拠はどこにあるのか，さらに，なぜ「非意図的」違反であれば，当該省略文は不適格とはならないのか，その根拠は何か，という疑問に包括的に答えられないならば，その省略に対する説明は，いまだ当該省略現象の構造に分け入っていない段階にあると言えよう。久野の説明がこのような段階にあるということは，彼の「制約」及び「ペナルティー」によっては説明が困難な省略現象の存在を予想させるものであるが，彼はこのような省略現象にも取り組んでいるので，次にこれを検討してみたい。

久野は，旅行したヨーロッパの各都市では何処に宿泊したのかということ

を話題にしている次のような対話における省略について，説明を試みている。

(14) A(1): You stayed out in Paris, right ? Did you stay in a hotel there ?
B(1): Yes, I stayed in a hotel ∅.
A(2): Did you stay in a hotel in London ?
B(2): a. Yes, I stayed in a hotel in London, too.
b. Yes, in London, too[17].

さて，A(2)の問いの焦点は，(*stay*) *in a hotel* であり，*in London* ではないことは理解できよう。すなわち，「制約」の観点から見れば，(*stay*) *in a hotel* は，より重要度の高いインフォーメイションを表わしており，それに対して *in London* は，より重要度の低いインフォーメイションを表わしているということである。ところがこのA(2)の問いに対して，B(2 a)はもちろん適格な答えであるが，B(2 b)も答えとして適格なのである。したがってこの例は，久野の「制約」に対する反例であるように見える。そこで久野は，さらに説明を続けていく[18]。すなわち，B(2 b)においては，話し手は，焦点を (*stay*) *in a hotel* から *in London* に移行させたのであって，そうであれば，これは不適格とはならないのだという説明である。果してそうであろうか。もしも，久野が述べているように，「『訪問先の都市の夫々で，どういう宿泊設備を利用したか』という質問・解答パターンでスタートしたA・B間の会話が，(B(2 b)で…引用者)『どの都市でホテルに泊まったか』という会話に，すげかえられている。」[19]とすれば，質問に対する解答の文は不適格となるはずである。なぜなら，そのような解答では，質問に対する適切な答えとはならないからである。例えば，もしもB(2 b)の適格性に対する久野の説明が正しいとすれば，次のようなA対話のBの答えも適格となるはずである。（Aの焦点は(*stay*) *in a hotel* にあると仮定する。）

(15) A: Did you stay in a hotel in London ?
B: a. *Yes, (it is) in London (that I stayed in a hotel).
b. *No, (it is) not in London (that I stayed in a hotel).

ところが実際には，Baの答えは不適格である。Baにおいては，Aと異な

り焦点が *in London* に移行しているのにもかかわらずである。また Bb の場合，久野の説明に従えば[20]，*in London* が残っているのは，そこに会話の焦点が移行したからであって，その場合 Bb は適格となるはずである。ところが実際には，Ba と同様に，焦点が移行すれば文は不適格となっている。ではどうして，久野は(14)の B (2 b) の適格性を，焦点の移行という観点から説明しようとするのであろうか。

久野は，「話し手は，会話の焦点転移のため，故意に『省略順序の制約』を破ることができる。」と述べている[21]。「制約」に違反すれば，ある特別の条件（例えば「ペナルティー」のようなもの）を設定しない限りは，その文は不適格とならなければならない。そこで久野は，「焦点転移」によってこの違反の正当性を説明しようとしたのだと思われる。ところが実際には，焦点が転移すれば，その当該省略文は不適格となることは，いま検討した通りである。すなわち，(14)の B (2 b) のような省略文の適格性は，「焦点転移」の観点からは説明できないということである。

以上，久野の提案する「制約」に関する様々な問題点について検討してきた。ここから明らかなように，「制約」は，当該省略現象を包括的に説明するものではないこと，さらに，これによっては説明することが困難な省略現象が存在するということである。そこで次節からは，久野が問題提起した省略現象に対する筆者の見解を述べてみたいと思う。

4．談話法的省略における「構造的相似性」（その 1）

先ず，対話を成立させている基本的な条件とは何かについて考えるために，次の対話を検討してみよう。

(16) A: Did you go there on foot ?
B: a. Yes, I went there on foot.
b. *Yes, I went there ∅.

この対話において，A は「そこへ行ったのは歩いてなのか，そうではないのか」を問うているとすると，Ba の答えは，「そこへ歩いて行った」と答え

ているので，Aの問いに対しては適格な答えとなっている。それではBbの答えはどうであろうか。これは，Aに対する答えとしては不適格である。なぜなら，Aが問うているのは，「歩いて行ったのか、歩いてではないのか」であるのに，Bbはそれに対して，「はい，そこへ行きました」というように，「そこへ行ったか，行かなかったか」を答えているからである。このBbの答えを聞いたAは，相手が自分の問いには答えていないと感ずるはずである。これはどういうことを意味するであろうか。それは，対話を成立させるためには，問う者が要求している解答を，答える者が適格に与えねばならないという至極当然の原則である。この原則が破られた場合，すなわち問いに対して答えが適格ではない場合には，問う者は，その解答に納得しないであろう。そこでこの原則に関して，さらに対話の構造に分け入った検討を加えてみよう。

次の対話を参照されたい。

(17) A: Did you buy a watch in Switzerland ?
　　B: Yes, I bought one ∅.

(18) A: Did you buy this watch in Switzerland ?
　　B: *Yes, I bought it ∅.

(17)Aは，「スイスで時計を買ったのか，買わなかったのか」を問うているのであり，それに対して(18)Aは，「この時計を買ったのは，スイスでなのか，そこではないのか」を問うているものとしよう。この場合，両者は表面的には同じように見えながら，その認識の論理構造は互いに異なっていると思われる。そこで次に，両者の構造の違いについて検討してみよう。

先ず(17)Aにおいては，この文の主語である *you* に関する問いであることは理解できよう。さらに，この *you* に関する問いであることを前提として，その *you* の *Switzerland* における出来事を問うているものであることがわかる。そしてさらに，これらの認識を前提として，*buy a watch* という認識に関して，それを肯定するか又は否定するかが問われていると理解できよう。すなわちこの文においては，直接に判断につながっている認識は *buy a watch* であり，この判断についての肯定・否定が要求されているということで

ある。このように見てくると，次のように言うことができよう。すなわち，*in Switzerland* は，*I* を前提とした，その大わくの中における，それによって限定された認識を表わし，さらに，*buy a watch* は，*in Switzerland* を前提とした，その大わくの中における，それによって限定された認識を表わすということである。したがって，これら *you, in Switzerland, buy a watch* 三者の関係を別の言い方で表現すれば次のようになろう。*you* は *in Switzerland* に対してより非限定的（*less definite*）な認識を表わし，逆に言えば，後者は前者に対してより限定的（*more definite*）な認識を表わしていると言える。次に *in Switzerland* は *buy a watch* に対してより非限定的な認識を表わし，逆に，後者は前者に対してより限定的な認識を表わしていると言える。さらに，この文の判断の認識を表わす *Did* であるが，この認識と直接結びついているのが，*buy a watch* であることは，いま見てきた通りである。この「判断の認識と直接結びついている」という意味は，他の認識が判断の認識（以下，たんに「判断」とする）と無関係であるということではなく，それらの認識を前提として，それらの大わくの中で，判断の直接の対象となっているということであり，他の認識は，判断と媒介的に関わっているのである。すなわち，*buy a watch* という認識は，その前提たる *you* と *in Switzerland* という認識の大わくの中におけるものであって，その意味では，判断はこれらの認識全体を対象としていることはもちろんである。さて，以上の考察から，（17 A）の各要素の認識論的な関係（以下，たんに「関係」とする）を図示すると次のようになろう[22]。

(19)

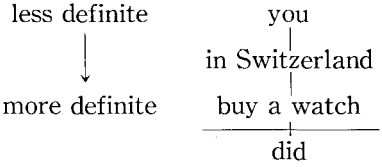

次に(18)Aの文を検討してみよう。ここでは先ず，主語 you に関する問いかけであることは理解できよう。そしてこの *you* の *buy this watch* という行為に関連して問いを発していることがわかる。そしてさらに，これらの認識を

前提として，これらが *in Switzerland* という場所的規定と思びつくか否かに関して，それを肯定するか否定するかが問われていることが理解できよう。すなわちこの文においては，直接判断に結びついている認識は *in Switzerland* であり，この判断についての肯定・否定が問われているということである。したがって，(17 A) の分析に倣って，これら，*you*, *buy this watch*, *in Switzerland* の関係を表現すれば，次のようになろう。すなわち *you* は *buy this watch* に対してより非限定的な認識を表わし，逆に言えば後者は前者に対してより限定的な認識を表わしていると言える。次に *buy this watch* は，*in Switzerland* に対してより非限定的な認識を表わし，逆に後者は前者に対してより限定的な認識を表わしていると言える。さらに，この文の判断を表わす *Did* と直接結びついているのは，*in Switzerland* である。これは，(18 A) が次のようにパラフレーズできることからも理解できよう。

(20) Is it in Switzerland that you bought this watch ?

(20)においては，*in Switzerland* が，*is* によって表わされる判断の直接の対象となっていることがより明瞭に理解できよう。さて以上の考察から，(18 A) の各要素の関係を図示すると次のようになろう[22]。

(21)

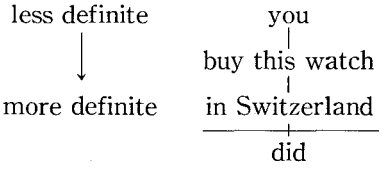

以上の検討から，(19)と(21)の構造の相違が示すごとく，(17) A と (18) A の各要素の関係は互いに異なっていることが明らかとなった。そこで次に，これらの問いに対する答えの文の認識論的な検討をしてみよう。

先ず(17)B であるが，これは(17)A の問いに対して肯定の答えをしている。それは，*Yes* という表現で明らかであるが，問題は，*I bought one* ∅ の論理構造である。そこで，(17)A，(18)A の論理構造の検討に倣って述べれば，次のようになろう。先ずこの文は，主語 *I* に関しての答えの文であることが理解できる。次に，∅の部分は，先行文脈(17)A との関連で，この省略された部分が，

I の認識を前提とした場所的認識である *in Switzerland* であることがわかる。さらに，これらの認識を前提すなわち大わくとして，*bought one (=a watch)* という認識を直接の対象にした肯定の判断がなされていることが理解できる[23]。したがって，これらの要素の関係を図示すると次のようになろう。

(22)

less definite	I	
↓	Ø	(=in Switzerland)
more definite	bought one	(=a watch)
	Ø	

これと，(19)とを比較してみると，そこに構造的相似性が存在することがわかる。すなわち，文中の各要素の，より非限定的からより限定的へとむかう認識の論理的関係及び判断との結びつきにおいて，(17)Bは(17)Aに構造的に相似しているということである。そしてこのような相似性があるからこそ，(17)Aの問いに対して，(17)Bの答えが適格であるという印象を与えるのであると思われる。それでは(18)Bの場合はどうであろうか。

(18)Bが(18)Aの問いに対して肯定の答えをしていることは，Yesという表現から理解できる。そこでさらに，*I bought it Ø.* の論理構造について検討してみよう。先ずこの文は，主語Iに関しての答えの文であることはわかる。次にØの部分は，(18)Aとの関連から，*in Switzerland* が省略されていることは理解できる。ところが，ここで注目しなければならないのは，*in Switzerland* が省略されて，*bought it* が残っている場合には，この文の判断の直接対象は *bought it* とされてしまうということである。すなわち，(18)Aとは異なり，*in Switzerland* が判断の直接対象とは認識されないのである。(18)Aにおいては，*bought this watch* と *in Switzerland* との関係は，前者がより非限定的な認識を表わす要素であり，後者は，より限定的な認識を表わす要素であった(以下，「…的な認識を表わす要素」は，たんに「…的な要素」とする)。そして(18)Bにおいては，より限定的な認識を表わす *in Switzerland* が省略され，非限定的な認識を表わす *bought it* が残っている。さてこの場合，(18)Bにおいて

は，(18)*A* と同様に，*bought it* は省略された *in Switzerland* に対してより非限定的な認識を表わしていると言えるであろう。これまで検討してきたように，文中における判断は，その文の中でもっとも限定的な要素をその直接の対象としていると考えられる。すなわち，より非限定的な認識を前提として，その大わくの中でのもっとも限定的な認識が判断の直接の対象となっているということである。したがって，(18)Bにおいては，*bought it* が直接の判断対象になっていると把握できるということは，論理的に言って，この要素が文の中でもっとも限定的な認識を表わしているということになる。では省略された *in Switzerland* は，文の中でどのように位置づけられるべきであろうか。(18)BのØが *in Switzerland* であることは，先行文脈(18)Aから読みとることができる。ところが(18)Bにおいては，これが表現されていない場合には，判断と直接結びついている *bought it* に対して，より非限定的な要素となると考えられる。すなわち(18)Bは，*in Switzerland* という場所的認識を前提として，その大わくの中で，*bought it* という行為が行われたという内容をもつと考えられる。したがって，(18)Aと(18)Bを日本語にパラフレーズすると，「この時計はスイスで買ったのですか」という問いに対して「はい，（スイスでは）それを買ったのです。」と答えていることになる。さて以上の検討から(18)Bの各要素の関係を図示すると次のようになろう。

(23)

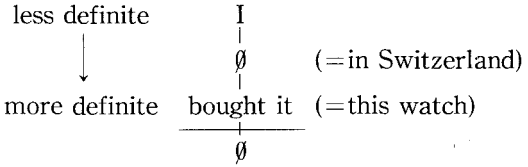

これと(21)の図とを比較されたい。ここからわかるように，(21)の構造に対して，(23)の構造が相似していないのである。そして，このように両者の論理構造が相似していないゆえに，(18)Aの問いに対して，(18)Bの答えが不適格なものとなっていると考えられる。したがって，これらを，(17)Aに対する(17)Bの適格性の構造的理由と合わせて考えると，対話を正しく成立させるためには，両者の認識の論理的な意味での構造的相似性如何が決定的な意味をもってく

ることが理解できるであろう。そしてとりわけ重要なのは，文中のどの要素が判断と直接結びついているかが，文全体の論理構造を左右するということである。

さて，以上の考察及び分析手法を用いて，これからいくつかの対話例を取り上げて，その省略の論理構造を検討してみよう。

次の二つの対話を参照されたい。

(24) A: Were you robbed in New York ?
B: a. Yes, I was robbed ∅
b. *Yes, ∅ in New York.

(25) A: Were you robbed in New eork ?
B: a. Yes, ∅ in New York.
b. *Yes, I was robbed ∅.

さて，(24)Aと(25)Aは表面的には同じ内容の問いに見える。ところが，この同じ形式の文は二通りの解釈が可能なのである。すなわち，(24)Aは，「ニューヨークでは強盗にあったのか，あわなかったのか」を問うているのであり，一方(25)Aは，「強盗にあったのはニューヨークでなのか，ニューヨークででではないのか」を問うているのである。そうすると，(24)Aと(25)Aは，その文中の各要素間の関係が互いに異っていると考えられる。そこで先に試みた分析手法により，(24)Aと(25)Aの各要素の関係を図示すると、次のようになろう。

(26)

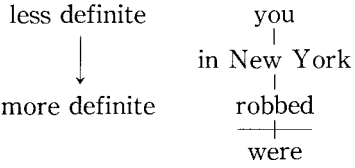

(27)

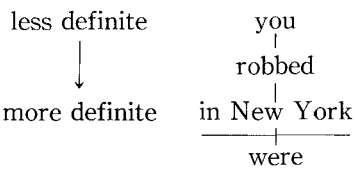

このように，(24)Aにおける判断の直接の対象は *robbed* であり，一方(25)Aに

おけるそれは，*in New York* であることがわかる。そしてそれに応じて，*robbed* と *in New York* との関係が，(24)Aと(25)*A* とでは逆になっているのである。これで両者の論理構造の相違は明白であろう。次に，これらの問いに対する答えである(24)B及び(25)Bのａ，ｂそれぞれにおける各要素の関係は，順に，次の(28)ａ，ｂ及び(29)ａ，ｂのようになろう。

(28) a. less definite
↓
more definite

I
Ø
robbed
was

(=in New York)

b. less definite
↓
more definite

Ø
Ø
in New York
Ø

(=I)
(=robbed)

(29) a. less definite
↓
more definite

Ø
Ø
in New York
Ø

(=I)
(=robbed)

b. less definite
↓
more definite

I
Ø
robbed
was

(=in New York)

さて，(26)と(28)a とを比較すると，両者の構造が相似していることがわかる。そしてこれゆえに，(24)Aの問いに対する(24)Baの答えが適格となっていると考えられる。一方，(26)と(28)ｂを比較すると，両者の構造が相似していないことがわかる。すなをち，*robbed* と *in New York* の関係が逆になっているので

ある。(26)においては，判断の直接の対象は *robbed* であり，それに対して(28)bにおいては，それが *in New York* となっている。このように，(18)の対話を検討したときと同様に，(24)の対話においても，問いにおけるより限定的な要素が省略され，それよりもより非限定的な要素が残っている場合には，そのより非限定的な要素が判断と直接結びつき，その結果，これがもっとも限定的な要素となり，それに対応して，先行文脈においてはより限定的な要素であったものが，答えにおいてはより非限定的な要素として把握されていることがわかる。このような，(24)Aから(24)*Bb* への論理構造の変化を日本語にパラルレーズすると，(24)Aの「ニューヨークでは強盗にあいましたか」という問いに対して，(24)*Bb* では「はい，（強盗にあったのは）ニューヨークです」と答えているということである。このように，(26)と(28)*b* は，構造的に相似していないために，問いに対する答えとしては不適格となっていると考えられる。

次に，(27)と(29)について検討してみよう。先ず(27)と(29)aを比較してみると，両者の構造が相似していることがわかる。したがって，(25)Aの問いに対して(25)*Ba* の答えが適格であるのは，このような構造的相似によるものと考えられる。一方，(27)と(29)bは，前者における判断の直接対象が *in New York* であるのに対して，後者におけるそれは，*robbed* であるというように，構造的に相似していないことが，(25)Aの問いに対して(25)*Bb* の答えが不適格となっている根拠を示すものであると考えられる。

ここで，これまで検討してきたことを，久野の「制約」との比較において考察してみよう。「制約」は，より重要なインフォーメイションを表わす要素を省略して，より重要でないインフォーメイションを表わす要素を残した場合には，当該省略文は不適格となるとしているが，前節において検討したように，なぜそうした場合に文が不適格となるのかは説明されていない。さらに，この「制約」によっては説明できない省略現象に関しては，「ペナルティー」によって説明するのである。それに対して私のこれまでの分析においては，文中の各要素を，より非限定的な要素からより限定的な要素へと相対的な区別において把握し，それらと判断との結びつき如何を含めた，先行文脈との

構造的相似性如何を，当該省略文の適格・不適格の根拠としているということである。このように私の分析手法は，久野のそれよりも一歩踏み込んだものと考えてよいであろう。ところでこれまでは，より限定的な要素が省略され，より非限定的な要素が残っている場合，判断の直接の対象がこのより非限定的な要素となり，その結果構造的に相似しなくなり，当該省略文は不適格となるという対話例を検討してきた。だが，より限定的な要素が残っていても，当該省略文が適格である場合もある。それを次節で検討してみよう。

5．談話法的省略における「構造的相似性」（その２）

次の対話を参照されたい。

(30) A: Did you buy this watch in Switzerland ?
　　B: Yes, I did.

このAの問いに対するBの答えは，ごく普通に見られるものである。久野はこのBの答えについて，これは「制約」に違反している（つまり，より重要である *in Switzerland* が省略されて，より重要でない *I* が残されている）が，「ペナルティー」の原則により，適格であると説明している。すなわち，英語においては「時制を伴った（助）動詞は，表層においてその主語を欠くことができない」という構文法的制約があるために，*in Switzerland* を省略し，*I* を残したのは「非意図的」違反であるので，Bの答えは不適格とはならないという説明である[24]。確かに，このような構文法的制約に違反すると（*Yes, Ø did.*）構文法的には不適格となる。だがこれは，なぜ *I* が省略されると文が不適格となるのかは説明していても，なぜ *I* が残っても，Aに対する答えとして適格であるのかは説明していない。そこで次に，これまでの私の分析手法にしたがって，(30)の対話を検討してみよう。

先ず(30)Aの問いにおける各要素間の関係は，(21)を参照されたい。次に(30)Bであるが，*I* に強勢が置かれず普通に発音される場合は，*I* というより（もっとも）非限定的な認識を前提として，その大わくの中でのある判断がなされていると把えることができる。すなわち，より限定的な要素である *buy this*

watch あるいは *in Switzerland* が省略されていても，*I* が判断と直接には結びつけられないのである。そして先行文脈により，判断の認識 *did* に直接結びついている要素は，*in Switzerland* であると把握される。したがって(30)bの各要素間の関係は次のようになろう。

(31)

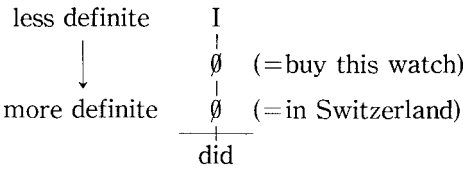

これと(21)を比較すると，両者の構造が相似していることがわかる。そしてこれゆえに，(30)Aの問いに対して(30)Bの答えが適格となっていると考えられる。

さらに別の対話例を検討してみよう。次の対話を参照されたい。

(32) A: Were you still a small boy in 1960 ?
B: a. Yes, I was still a small boy Ø.
b. Yes, I was Ø in 1960.

Bの答えを見るとわかるように，aとbでは省略されている要素が異なっているにもかかわらず，両者とも適格な答えとなっている。久野はこの事実に対してほぼ次のような説明をしている。すなわち，*in 1960* が *still a small boy* に対してより古い（より重要度が低い）インフォーメイションを表わしているとすれば，Bbは「制約」違反により不適格となるはずである。しかしBbの場合は，*in 1960* が「対比的」に用いられていて，そうであれば，これも *still a small boy* と同様に新しい（重要な）インフォーメイションを表わす。「制約」は，インフォーメイションの新旧・重要度が同じ二要素のうち片方を省略することを禁止しないので，したがって，Bbのように *still a small boy* が省略され，*in 1960* が残っても「制約」違反ではないという説明である[25]。久野のこの説明は，二つの問題を含んでいる。第一に，*in 1960* が「対比的」に用いられた場合は，*still a small boy* と新旧・重要度がなぜ同じになるのか，その根拠が明らかではないということである。第二に，新旧・重要度が

同じであれば，なぜ片方が省略されても当該省略文は適格となるのかが説明されていないということである。それでは，(32)の対話の構造について検討してみよう。

(32)Aは「1960年にはまだ子供だったのか子供ではなかったのか」を問うているとすると，*still a small boy* がもっとも限定的な要素であり，これが判断と直接結びついていると考えられる。したがって各要素間の関係は次のようになろう。

(33)

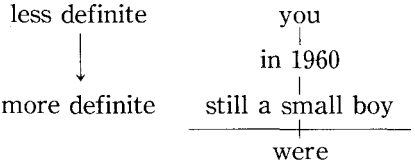

次に(32)Baであるが，各要素間の関係は次のようになろう。

(34)

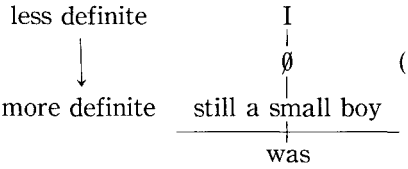

このように，(33)と(34)は構造的に相似しているゆえに，(32)Aの問いに対する(32)Baの答えが適格となっていると考えられる。

次に，(32)Bbであるが，ここでは，(32)Aにおいて判断に直接結びついていた *still a small boy* が省略されているにもかかわらず，残された *in 1960* が判断に直接結びついているとは把握されない。すなわち，*in 1960* という時間的規定を前提とした，その大わくの中である肯定判断がなされていると，*was* という肯定判断の要素が残っているゆえに，把えられるのである。そして先行文脈との関係から，*still a small boy* が，これは省略されてはいるが判断と直接結びつく要素であることがわかる。さらに *in 1960* は，*still a small boy* よりも非限定的な要素であるが，それと同時に，対比的な認識を表わす要素ともなっている。すなわち，*still a small boy* に対しては，その前提としてより非限定的な認識を表わし，同時に，他の年代との対比的認識をも表わ

しているということである。そこで，(32)Bb の各要素間の関係を図示すると次のようになろう[26]。

(35)

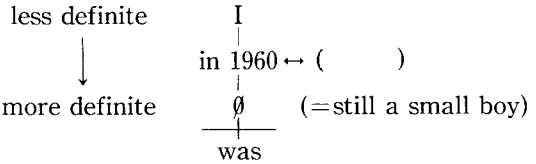

これと(33)とを比較すると，(35)では *in 1960* の認識に対比的認識が重なっているが，構造的には相似していることがわかる。そしてこのことが，(32)Aの問いに対して，(32)Bb の答えが適格となっている根拠であると考えられる。

次に，前々節の最後で検討した，久野が「焦点転移」によって説明している省略現象について検討してみたい。先ず対話を参照されたい。

(36) A(1): Is it possible to go to the museum on foot ?
B(1): Yes, it's possible.
A(2): Is it possible to go to the aquarium on foot ?
B(2): Yes, it's possible.
A(3): Is it possible to go to the stadium on foot ?
B(3): a. No, it's not possible.
b. No, not to the stadium.

この対話は，Aが「歩いて美術館（水族館，球場）へ歩いて行くことができるのかできないのか」を問い，それに対してBが答えるという流れになっている。したがって久野の考え方によれば，*possible* と *to the museum (aquarium, stadium)* を比較すると，前者がより重要なインフォーメイションを表わし，後者がより重要でないインフォーメイションを表わしており，そこから，B(1)，B(2)，B(3 a) の適格性は説明できる。ところがB(3 b) の答えでは，より重要なインフォーメイションを表わす *possible* が省略され，より重要でないインフォーメイションを表わす *to the stadium* が残っているわけであるから，これは「制約」違反である。しかし答えとしては適格であるということで，久野はこの事実を「焦点転移」によって説明しているのである[27]。この説明に対する批判は前々節でも述べたが，さらに詳しく検討してみ

よう。

先ず基本的に言えることは，「焦点転移」による適格性の説明は，久野のこれまでの省略文に対する不適格性の説明と矛盾するということである。例えば次の対話を参照されたい。

(37) A : Were you born is Tokyo ?
　　B : *Yes, I was born ∅.

久野の「制約」による説明では，Aの問いにおける *born* よりもより重要なインフォーメイションを表わす *in Tokyo* が，Bの答えでは省略され，さらに *born* が残っているために，「制約」違反となりBは不適格となるということである[28]。ところでBの答えを見ると，この省略文の焦点が，Aの *in Tokyo* から *born* へと「転移」していることがわかる。すなわち，「生まれたのは東京でなのか東京でではないのか」という問いが「(東京では) 生まれた」というように，問いとは焦点の異なる答えに変化しているのである。したがって，「焦点転移」によって省略文の適格性と不適格性を同時に説明することは矛盾していると思える。

次に，(36)B(3 b) において，はたして焦点が移っているのかどうかを検討してみよう。先ずこの省略文は，次の二通りに解釈できると思われる。

(38) *No, it is not to the stadium that it is possible to go on foot.*
(39) *No, it is possible to go to the stadium on foot.*

(38)の解釈は，焦点である *to the stadium* とそれに対する否定辞 *not* に加えてその他の省略された要素を補ったものであり，(39)の解釈は，*not* をいわゆる 'negative pro-form for predicate'[29] と把えて，省略された要素を補ったものである。そうすると(38)は「歩いて行くことができるのは球場へではない」という内容になり，一方(39)は「球場へは歩いて行くことができない」という内容になる。したがって，(36)A(3)の問いに照らし合わせて考えてみると，この問いに対する適格な答えとなっているのは，(39)の方であるはずだ。そうすると，焦点は移っていないことになる。つまり，(36)B(3 b) においては，焦点である要素が省略されて，そうではない要素が残されているということにな

る。久野は，次のような対話における省略についても「焦点転移」によって説明している。

(40) A: Have you read this book ?
B: No, not that book, but I have read a spy story by the same author.

久野は，この対話の焦点がAの *have read* からBの *that book* へと移行しているとしているが，Bの前半部分は，(36)B(3 b)と同様に次の二通りに解釈できる。

(41) No, It's not that book that I have read.
(42) No, I haven't read that book.

そして，(40)Aの問いに対して適格な答えとなっているのは，(42)の方であるはずだ。何故なら，(42)の解釈では，Aの問いの焦点に対応して答えられているからである。すなわち「焦点転移」は起っていないということである。このように，(36)B(3 b)や(40)Bのような省略に対しては，「焦点転移」によって説明することは困難であることが明らかとなった。久野は，「制約」における相対的重要度の根拠を，当該要素が焦点であるか否かに関わらせている（つまり，焦点がもっとも重要なインフォーメイションを表わす要素であるとしている）ために，問いにおける焦点の要素が省略されて，より重要でない要素が残された場合に，その残された要素を焦点と解釈してしまったと思われる。そこで次に，私の分析手法によって，問題の文の適格性を説明してみたい。

先ず(36)A(3)の各要素の関係は次のようになると思われる。

(43)

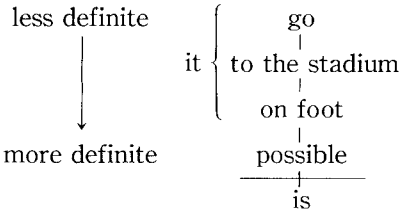

次に，(36)B(3 a)は，もっとも限定的な認識を表わす *possible* が残ってお

り，これが判断と直接結びついていると把握される。さらに先行文脈との関係から，*possible* の前提となっている。省略されたより非限定的な認識を表わす要素がわかる。したがって，これらの関係は次のようになろう。

(44)

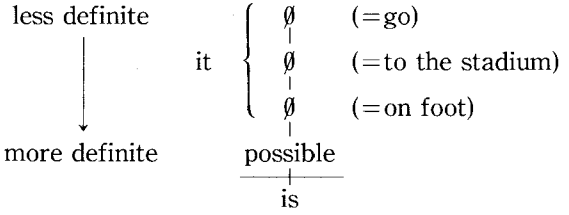

さて，(43)と(44)を比較してみると，両者は構造的に相似しており，これが(36)A(3)の問いに対する(36)B(3 a) の答えの適格性の根拠であると考えられる。

次に(36)B(3 b) においては，より非限定的な要素である *to the stadium* が残っている。ところで，先の検討からも明らかなように，これが判断と直接結びつく（すなわち例の解釈）と把えると，問いに対する答えとしては不適格となる。したがって，この省略が適格であるということは，*to the stadium* がより非限定的な要素であり，これを前提としたある判断がなされていると把えられる。さらに *not* という否定判断の認識が表現されていることにより，先行文脈における判断が否定されたと把握され，さらにその判断に結びつく要素を把えることができると思われる。また，*to the stadium* は，より非限定的な要素であると同時に，他の歩いて行ける場所に対する対比的認識をも表わしていると把握できる。以上のことから，(36)B(3 b) の各要素の関係を図示すると次のようになろう。

(45)

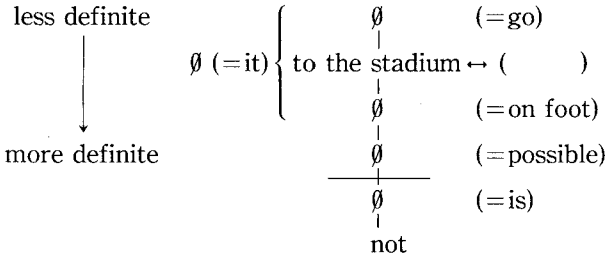

それを(43)と比較すると，(45)においては，*to the stadium* に対比的認識が重

ねられ，not という否定判断の要素が加えられているが，両者の構造は相似していることがわかる。そしてそれが，㊱A(3)の問いに対する㊱B（3 b）の答えの適格性の根拠となっていると思われる。

以上，対話における談話法的省略の適格性如何を，各要素の相対的限定性把握を基礎とした「構造的相似性」という概念によって説明してきたが，これまでは，省略されていても，残された要素によって，先行文脈と構造的に相似しているあるいはしていないと把握するプロセスについて，まとまっまかたちでは十分述べてこなかった。そこで最後にこのことについて少し考えてみたい。

6．「構造的相似性」把握のプロセス（補説）

先ず，省略文において判断の認識を表わす要素が省略されている場合を考えてみよう。この場合には，残された要素が直接判断と結びつくものと把えられる。次の対話を参照されたい。

㊻ A：Did you buy this perfume in Paris.
　　B：Yes, ∅ in Paris.
㊼ A：Were you already born in 1960 ?
　　B：*Yes, ∅ in 1960.

㊻Aの問いにおいて，直接判断と結びつけている要素は *in Paris* である。㊻Bにおいては，*in Paris* が残っているが，これが判断と直接結びついている要素と把握される。なぜなら，問う者は答える者にある判断を要求しているのであり，答えの中にその判断の手がかりを見出さなければならない。そして，答えの中に判断を表わす要素が省略されている場合は，残された要素について直接判断がなされていると把えざるを得ないのである。こうして㊻Bでは，*in Paris* に対しての肯定判断がなされていると把えられ，さらに先行文脈から *in Paris* の前提であるより非限定的な要素を逆にたどることが可能となり，問いの文と構造的に相似していることを確認できるものと思わ

れる。一方(47)Aが，*already born* を直接対象とした肯定もしくは否定の判断を要求しているのに対して，(47)Bは，*in 1960* を残しており，これを直接対象とした肯定判断と把えられ，(47)Aと(47)Bが構造的に相似していない，すなわち，問いに対する答えとしては不適格であると把えられるのである。

次に，判断の認識を表わす要素が残されている場合を考えてみよう。ここでは，二つの場合を考えてみる。先ず，判断を表わす要素と，それと形式的に直接結びついている述部要素がいっしょに残されて，他の要素（主語を除く）が省略されている場合である。この場合には，先行文脈において判断がどの要素と直接結びついていたかに関わらず，その述部要素が直接判断と結びつけられて把握されると思われる。次の対話を参照されたい。

(48) A: Were you robbed in Tokyo ?
　　B: Yes, I was robbed ∅.

(49) A: Were you robbed in Tokyo ?
　　B: *Yes, I was robbed ∅.

(48)Aあるいは(49)Aにおいて，判断を表わす要素 *were* と *robbed* は形式的に結びついているが，(48)Aは，「強盗にあったかあわなかったか」を問うており，内容的にも *robbed* と *were* は直接結びついているが，(49)Aの方は「強盗にあったのは東京でなのか東京でではないのか」を問うていて，内容的には *were* は *Tokyo* と結びついている。ところが(48)Bと(49)Bにおいては，*in Tokyo* が省略されており，その場合，*were* と *robbed* とは形式的にも内容的にも直接結びつけられる。すなわち，いずれの場合も *robbed* について直接判断がなされていると把えられる。こうして，(48)Bの場合は，*robbed* についての肯定判断がなされていると把握され，さらに，先行文脈によりその前提となっている要素をたどって，(48)Aと構造的に相似していると把握できるのである。一方(49)Aと構造的に相似していないことが理解できるのである。

次に，判断の要素と，それとは形式的には結びついていない要素がいっしょに残されている場合である。この場合には，判断の要素は先行文脈の判断と対応していると把握されると考えられる。次の対話を参照されたい。

(50) A: Did you find this letter on the front lawn ?
B: Yes, I did.
(51) A: Did you stay in a hotel in Paris ?
B: No, not in Paris.

(50)Aにおいては，*on the front lawn* が判断に直接結びつく要素である。(50)Bでは，didがAとの関連で，Aのdidに対応した要素であると把握され，さらにこの肯定判断の前提となった要素をたどることができて，Aと構造的に相似していると把えられるのである。一方(51)Aにおいては，*stay in a hotel* が直接判断に結びつく要素である。次に(51)Bを見ると，否定判断を表わす *not* が表現されており，これがAの判断と対応したものと把握され，さらにそれに結びついている前提となった要素をたどることができて，Aと構造的に対応していることが認識できるのである。

以上，前節までの考察の補説として，どのように「構造的相似性」如何を把握できるのかを考えてきたが，この「構造的相似性」という概念が，対話以外の他の談話における談話法的省略現象に適用できるか否かは今後の研究課題としたい。

(昭和59年5月18日　受理)

(註)

1) この分野の研究動向については，寺津(1983)，井上(1983)，及びT. Givón(ed. 1979) pp. x iii～x x を参照されたい。
2) 寺津 (1983) は，次の三つのタイプの言語事象の研究の必要性を述べている。(pp. 118－119)
a．一文を対象とするだけで充分に説明可能な言語事象
b．一文を対象とすることで今まで一見説明可能であると考えられていたが，実際は，一文を越えた文連結，即ち，談話を対象としなければ，妥当な説明が与えられない言語事象
c．一文を対象としているだけでは，問題とされ得なかった言語事象
3) この原則は，Kuno (1978 a) において初めて提案されている。
4) 以下，Speaker Aをたんに A，Speaker Bをたんに Bとする。

5）久野（1978 b），pp. 15－16.
6）ibid., pp. 17－19.
7）ibid., p. 39.
8）ibid., pp. 39－41.
9）Kuno (1980), p. 126.
10）ibid., p. 126.
11）Kuno (1982), p. 37.
12）ibid., p. 38.
13）具体的な例文の考察に関しては，Kuno（1982），p. 39 及び久野(1983)，pp. 118－120 を参照されたい。
14）この点に関して Kuno（1982）は次のように述べている。
…the part of an answer that corresponds to the focus of the question is the most important part of the sentence. (p. 38)
15）Kuno（1982），p. 40 及び久野（1983），pp. 120－121.
16）Kuno (1982), p. 41.
17）この対話例は，Kuno（1982），p. 43 の㈶の例を，説明を簡潔にするために短かくまとめたものである。
18）Kuno（1982），pp. 43－44 及び久野（1983），pp. 122－124.
19）久野（1983），p. 124.
19）Kuno (1982), p. 44.
21）久野（1983），p. 122.
22）この図において，*less definite* ⟶ *more definite* の⟶は，文中の各要素がより非限定的なものからより限定的なものへと段階的に構成されていることを示し，さらに，*buy a watch* と *did* との間の —— は，判断の認識と判断の対象とを区別していることを示すものである。今後提示する図においても，これらをこれと同様の意味で使用していく。
23）英語においては，否定の判断を表現する *not* と異なり，肯定の判断の認識は必ずしも表現されるとは限らないのであるが，たとえ表現されなくても，そこに肯定判断の認識が存在することは理解できるのである。なお，判断と表現との関係もさらに厳密に検討すべき課題であるが，それは別の機会に譲ることにする。
24）Kuno (1982), pp. 41－42.
25）久野（1978 b），pp. 31－32
26）図において，*in 1960* の右側にある⟷（　　）は，他のものとの対比的認識を表わしている。
27）Kuno（1982），pp. 44 及び久野（1983），pp. 122－123.
28）Kuno (1982), p. 37.
29）Quirk et. al. (1972), pp. 582－583, 698－699.

なお本文の分析に使用した例文は，すべて久野の使用したもの及びそれらをパラフレーズしたものである。

References

Givon, T. (ed.) (1979), *Syntax and Semantics 12,* Academic Press, New York.

井上和子(1983)，「文—文法から談話文法へ」，月刊『言話』，Vol. 12，No. 12，大修館書店，pp. 38－46.

Kuno, S. (1978a), "Two Topics on Discourse Principles", *Descriptive and Appilied Linguistics* : *Bulletin of the ICU Summer Institute in Linguistics XI,* ICU, Tokyo, pp 1－29.

久野 暲 (1978 b)，『談話の文法』，大修館書店。

Kuno, S. (1980), "Functional Syntax", in E. A. Moravcsic and J. L. Wirth (eds.), *Syntax and Semantics* 13, Academic Press, New York, pp. 117－135.

Kuno, S. (1982), "Principles of Discourse Deletion", *Preprints of the Plenary Session Papers,* The XIIIth International Congress of Linguistics, August 29-September 4, 1982, Tokyo, pp. 36－46.

久野 暲 (1983)，『新日本文法研究』，大修館書店。

Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1972), *A Grammar of Contemporary English,* Longman, London.

寺津典子 (1983)，「談話構造研究の動向」，月刊『言語』，Vol. 12，No. 2，大修館書店，pp. 118－126.